

〈横浜市会議員（旭区選出） 古川なおきの活動報告〉

古川なおき レポート

第24号

2002年12月5日

—月刊—



古川レポート編集部 〒241-0825 横浜市旭区中希望が丘252-5
TEL.045-391-4000 FAX.045-366-9700 naoki@furukawa2002.com



2002年振り返って

師走の候、ますますお元気でお過ごしのこととお喜び申しあげます。早いもので今年最後の「月刊・古川なおきレポート」となりました。この一年間、「古川なおきレポート」をご愛読いただきましたことからも、自分自身の言葉でわかつたりやすい紙面作りに努力してまいります。また朝の駅頭での市政報告もがんばって継続していきますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いします。

さて、今年も私の活動や様々な政策を「古川なおきレポート」と「市政日安箱」で取り上げました。

「小学校からの英会話教育」「電子投票」「校庭の芝生化」「ネーミングライツ」「24時間緊急一時保育」「職員名刺の公費化」「IS014001の認証取得」「コールセンターの設置」など、具体的で実現の可能性が高い政策を中心にお伝えすることは難しいのですが、他にも高齢者介護サービスや育児、教育、生活道路、スポーツ振興のことなど何かご質問がございましたら遠慮なくお気軽にお聞きください。ところで、横浜市では現在「横浜リバーバルプラン(横浜再発展戦略)」を作成中です。これは財政再建計画を定めた具体的な5年後の横浜市の政策を示す中期政策プラン(行政改革の推進を定めた新時代行政プラン(運営)

あります。この中で私が特に注目します。横浜市には現在3会計の合計で約5兆円の借金がありますが、350万市民の二、介護や保育、教育、環境、経済振興など多岐に渡つてあります。一方、市民税と固定資産税を主な市の財源と固定してますが、現在の景気情勢の中です。今後の収支が増加する事は期待できません。お金はな下されども市民さんは、低減いかに行政事務経費を削減すれば、いかが問われます。いかが問われます。いかが問われます。

◇古川なおき12月の主な予定◇

- 6日(金) 横浜市会・本会議(午前10時～)
8日(日) 旭リトルリーグ卒団式
9日(月) 第22回旭区社会福祉大会
11日(水) 横浜市会・本会議(午前10時～)
12日(木) LDについて教育委員会ヒアリング
13日(金) 大学教育委員会、横浜青年会議所
15日(日) 旭中央ボーライズ卒団式
16日(月) 大学教育委員会
17日(火) 古川なおりスクエア勉強会
19日(木) 横浜市会・本会議(午後2時～)
27日(金) 古川事務所大掃除

民間の経営感覚を役所へ！

横浜市会議員
古川なおき(34歳)

どうぞ良いお年をお迎えください！

- 中田市長誕生
高秀前市長ご逝去
日韓ワールドカップ決勝戦開催
タマちゃん横浜市の河川に出現
住基ネットの選択制
赤レンガパークオープン
議場不法占拠議員の除名
新大桟橋客船ターミナル完成
市の人口350万人突破
古川なおき横浜マラソン完走(笑)

最後に今年の横浜市10大ニュースを勝手に選ばせていました
だきましたので、ご覧ください。

Webサイトも！モードもどんどん更新しています。ご覧ください！

市政目安箱ページもありますので、こちらもご覧ください。

www.furukawa2002.com

皆様のご意見をお寄せください。
お待ちしています！

古川なおきはクリーンな政治を実践し、政治に信頼を戻します！

政治家の寄付は禁止されています

世の中に広がっている政治不信の原因の一つに、「政治家」そのものに対する大きな不信があると思います。私は、市民のための政策を実現する大前提に、政治家自身が馴れ合い・癒着という旧来型の政治システムから脱却しなければ本来議員がやるべき仕事はできないと思います。また、市民の側でも表面的なパフォーマンスに惑わされたり、義理人情によっていろいろと判断していくこと、政治に対し無関心になってしまふことは民主主義の危機につながることだと思います。

私たちが身近な問題をはじめとして政治や選挙に十分関心を持つことが非常に重要であるという観点から、今回は公職選挙法の中の寄付に関するルールの部分について取り上げさせていただきました。普段あまり気にならないことの中に大きな問題も潜んでいることがありますので、ぜひ今後皆さまの知識の一つとして気にとめていただき、政治に関心を持っていただければ幸いです。

**政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは禁止されています
有権者が政治家に寄付を求めるこども禁止されています**

【参考情報】総務省・財団法人 明るい選挙推進協会
<http://www.akaruisenkyo.or.jp/>

①政治家の寄付禁止

政治家（候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者）は選挙区内にある者に対して寄付をすると処罰されます。

②政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止

有権者が、政治家に対し、寄付を出すように勧誘や要求をすることは禁止されており、また、威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めることがあります。

③後援団体の寄付禁止

後援団体が、選挙区内にある者に対して花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

④年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

⑤あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対する有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

■ 冠婚葬祭や地域のイベント等、寄付禁止の対象となります

- ・病気見舞い ・お中元やお歳暮 ・入学祝や卒業祝
- ・お祭りへの寄付や差入 ・地域の行事等への飲食物の差入れ
- ・秘書等が代理で出席する場合の結婚祝や葬式の香典 等
- ・町内会や集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入れ 等

第22回横浜マラソン大会に参加 無事に完走できました！！

11月10日(日)、第22回横浜マラソン大会が開催されました。私もランナーとして参加させていただきましたが、議会や視察等で練習がほとんどできなかつたため、走り始める前は10km無事にゴールできるかとても心配でした。しかし、結果は完走。

(タイムは57分42秒、総合順位4619人中3135位)

今年は完走だけを目標にしたので、来年は少しでもタイムが早くなるようにがんばります。当日は天気もよく走り終わった後はとても爽快な気分になりました。ぜひ、皆さんも仕事等で忙しいとは思いますが、休みの日にちょっと体を動かしたり、普段の生活の中で少しでも体を動かし、ますます健康的にお過ごしください。(本人談)



▲走る古川…根性です！

古川なおき編集部より

今後も皆さまからの様々なご意見を参考にして、古川なおきの政策に反映していきたいと思いますので、レポートを読んでのご感想などをぜひお寄せいただければと思います。

古川なおきレポートは古川と皆様を結ぶパイプになります。古川の主張や活動をより多くの皆さまに知っていただくために、お知り合いの方にお渡ししていただきたりボスティング、カンパンのご協力をお願いできれば幸いです。

<古川なおきレポートは皆様の
浄財により作成されています>

○個人献金(カンバ)のお振込み先

[銀行名] 横浜銀行 二俣川支店
[店番号] 335 [口座種類] 普通
[口座番号] 1347667
[加入者名] 古川直季青春の会

古川なおきプロフィール

<naoki@furukawa2002.com>

昭和43年8月31日横浜市生まれ 34才

県立希望ヶ丘高校卒業

明治大学政経学部卒業

横浜銀行勤務後、議員秘書となる

平成7年横浜市会議員初当選(26才)

平成14年度 大学教育常任委員会副委員長

平成14年度 災害対策情報化推進特別委員会

自民党横浜市支部連合会青年局幹事長

希望ヶ丘高校同窓会桜蔭会評議員

旭区スポーツダンス協会顧問

旭区サッカー協会顧問、横浜青年会議所(JC)

日本動物福祉協会横浜支部支部長

鶴ヶ峰商店街協同組合顧問

好物：カレー・サンマー麺

特技：縋婚式等の司会&サッカーのリフティング

古川なおきスクエア(学生会)では、第一線で活躍しているベンチャー企業の社長を招いてディスカッションをしたり、NPOや国連の機関等で活躍している方を招いて毎月勉強会を開いています。勉強会の後は懇親会でいつも盛り上がりります。大学生の方はぜひ気軽に参加してみてください。

また、スクエアでは来年1月12日(日)の旭区駅伝競走大会に出場しますので、皆さま応援よろしくお願いします！スクエアの参加大学は今のところ神奈川、中央、法政、明治、慶應、立教、学習院、早稲田、東洋、ICU、聖心、駒沢、横浜国大等です。

○最新情報は古川なおきWebサイトまで

www.furukawa2002.com

☆ ぶち情報・横浜市☆



今回は

…“路上喫煙、ポイ捨ての禁止”について

東京都千代田区で10月から、全国初の路上喫煙を禁止する制度が始まりました。これは禁止区域で路上喫煙をした人に2万円以下の過料を科すものです。横浜市では1996年に、ポイ捨てを含めゴミを散乱すると2万円以下の過料と定めています。施行後一時的に効果はあったもののその後は横ばいだそうで、千代田区方式がどれほどの効果をもたらすか、見守りたいところです。

(参考資料：日本経済新聞)

○ 路上喫煙、ポイ捨て禁止条例の主な例

自治体(施行年)	規制の内容	罰則
横浜市(1996)	空き缶や吸い殻などの散乱防止	2万円以下
東京都千代田区(2002)	特定地域での路上喫煙禁止	2万円以下
千葉県柏市(1997)	ポイ捨てや違反ごみ出し防止	氏名公表
大阪市(1995)	空き缶などの投げ捨て防止	氏名公表
神戸市(1997)	吸い殻や空き缶などの投げ捨て防止	2万円以下